

北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る 広域系統整備計画の実施案及び事業実施主体の募集 に対する応募意思表示（提出事業者①）への対応

2025年1月15日
広域系統整備委員会事務局

- **提出事業者①が公募要綱に定める応募資格に該当することを確認している。**一方で、その応募意思表明書において、提出事業者①が考える本プロジェクトを進めるうえでの条件等が記載されていたことから、提出事業者①に対して記載内容に関する意向を確認することにした。**本日は、提出事業者①から、応募意思表明書の記載内容やその意向についてご説明いただく。**
- また、聴取・確認した応募意思表明書の記載内容について、国に報告することとしたい。

応募意思表明書を提出した事業者	該当する応募資格
北海道電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者
東北電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者
東京電力パワーグリッド株式会社	①一般送配電事業者
電源開発送変電ネットワーク株式会社	②送電事業者

応募意思表明（1件目）

- 提出期限までに、下表の4事業者の連名による応募意思表明書が提出された。
- **当該応募意思表明書を提出した事業者（以下、提出事業者①という）は、いずれも公募要綱に定める応募資格のうち①一般送配電事業者又は②送電事業者に該当する事業者であった。**

応募意思表明書を提出した事業者	該当する応募資格	備考
北海道電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者	4事業者連名での応募意思表明
東北電力ネットワーク株式会社	①一般送配電事業者	
東京電力パワーグリッド株式会社	①一般送配電事業者	
電源開発送変電ネットワーク株式会社	②送電事業者	

【参考】応募資格者（公募要綱より抜粋）

実施案及び事業実施主体の募集に係る応募資格者は、送配電等業務指針第42条の規定を踏まえ、以下①～③の応募資格（以下「応募資格」という。）を有する事業者とする。

① 一般送配電事業者

② 送電事業者

③ 送電事業者となる許可を取得しようとする事業者*であって、十分な財務的・技術的能力を有している事業者

*新たに設立する法人により当該許可を取得しようとする場合は、当該法人への出資を予定している事業者とする

なお、複数事業者が連名で応募意思表明をする場合（実施案の提出時までに特定目的会社（以下「SPC」という。）の組成を予定する場合を含み、複数事業者が施工区間を分担して実施案をそれぞれ提出する場合を除く。）、申請する事業者には、応募資格を有する事業者を含む必要がある。また、複数事業者が連名で応募意思表明をし、各事業者が施工区間を分担して実施案を提出する場合、申請する事業者には、施工区間ごとに応募資格を有する事業者をそれぞれ含む必要がある。

応募意思表明書(1件目)にある実施案検討等に対する条件への対応

3

- 一方、提出事業者①は、資金の調達や回収や基本要件からの工事費・工期が変更した場合の扱い等に関する不確実性が十分に低減されない場合、実施案の提出辞退等を行う可能性がある旨を応募意思表明書に記載し、プロジェクトを進めるうえで必要な条件を明記している。(別紙)
- このため、提出事業者①に対して、応募意思表明書の記載内容に関する事業者の意向を確認することとし、次回以降の本委員会にて説明を求めることとする。
- また、応募意思表明書に記載された内容は、資金調達等のファイナンスに関連するものなど、本機関では対応できないものがあることから、提出事業者①からの応募意思表明書の記載内容を国へ報告することとする。